



平成 30 年 5 月 10 日

各 位

会社名 池 上 通 信 機 株 式 会 社  
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 清 森 洋 祐  
(コード番号 6771 東証第 1 部)  
問合せ先 取 締 役 上 席 執 行 役 員  
経 理 統 括 本 部 長 小 原 信 恒  
(TEL. 03 - 5700 - 1121)

## 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 10 日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更に係る定款一部変更について決議するとともに、平成 30 年 6 月 28 日開催予定の第 77 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に株式の併合について付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する会社としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することを平成 30 年 5 月 10 日開催の取締役会で決議しました。

##### (2) 変更の内容

平成 30 年 10 月 1 日をもって、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更します。

#### 2. 株式併合

##### (1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、当社普通株式の売買単位を現在の 1,000 株から 100 株に変更することに伴い、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じるこ

とがないよう、下記のとおり株式の併合を実施するものであります。

## (2) 併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式
- ②併合の方法および割合 平成30年10月1日をもちまして、同年9月30日（実質上同年9月28日）の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式数を基準に、普通株式10株につき1株の割合をもって併合します。
- ③併合後の発行可能株式総数 20,000,000株（併合前：200,000,000株）  
なお、会社法第182条第2項の定めに従い、株式併合を行うことにより、その効力発生日に、発行可能株式総数に係る定款の変更をしたものとみなされます。

### ④併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成30年3月31日現在)	72,857,468株
株式併合により減少する株式数	65,571,722株
株式併合後の発行済株式総数	7,285,746株

(注)「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

### ⑤併合により減少する株主数

平成30年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

<株主構成>

(平成30年3月31日現在)

保有株式数	株主数(割合)	所有株式数(割合)
10株未満	142名(1.63%)	333株(0.00%)
10株以上	8,585名(98.37%)	72,857,135株(100.00%)
合計	8,727名(100.0%)	72,857,468株(100.00%)

本株式併合を行った場合、10株未満の株式を所有の株主様142名（そのご所有株式の合計は333株）が株主たる地位を失うこととなります。

なお、本株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引のある証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせ下さい。

### ⑥1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合は、会社法の定めに従い、当社がこれを一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配します。

(3) 併合による影響等

株式併合により、普通株式に係る発行済株式総数は10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しないことから、1株あたりの純資産は10倍となり、株式市場の動向等の他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(4) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に係る議案が承認可決されることを条件とします。

3. 定款一部変更

上記1.に記載の単元株式数の変更および上記2.に記載の株式の併合に伴うものであります。なお、本定款一部変更は、会社法第182条第2項および第195条第1項の定めに従い、株主総会における議案とすることなく行います。

上記2.に記載の株式の併合に係る議案が本定時株主総会において承認可決された場合には、平成30年10月1日をもって、当社定款の一部は、以下のとおり変更されることとなります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更後の定款
第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2億株</u> とする。	第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,000万株</u> とする。
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

4. 主要日程

取締役会開催日	平成30年5月10日
定時株主総会開催日	平成30年6月28日(予定)
株式併合の効力発生日	平成30年10月1日(予定)
単元株式数変更の効力発生日	平成30年10月1日(予定)
定款一部変更の効力発生日	平成30年10月1日(予定)

(注) 上記のとおり、本株式併合および単元株式数変更の効力発生日は平成30年10月1日ですが、株式売買の振替手続との関係上、東京証券取引所における当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更される日は、同年9月26日となります。

以上

(添付書類)

【ご参考】 単元株式数の変更および株式併合に関する Q&A

【ご参考】

単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数変更と株式併合の目的は何ですか。

A 1. 全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社はかかる趣旨を踏まえ、平成30年10月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することとしました。

一方、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株にする併合を行うこととしました。

Q 2. 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか。

A 2. 株式併合の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向等の他の要因を別にすれば、理論上は、株主様ご所有の資産価値に変動はありません。株式併合後においては、ご所有の株式数は10分の1になる一方で、1株当たりの純資産額は10倍になるためです。

【株式併合前後の株式数・資産価値のイメージ（株式市場の動向等の他の要因を除く）】

株式併合前			⇒	株式併合後		
株式数	1株当たり 純資産額	資産価値		株式数	1株当たり 純資産額	資産価値
1,000株	180円	180,000円		100株	1,800円	180,000円

Q 3. 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A 3. 【所有株式数について】

各株主様の株式併合後の所有株式数は、平成30年9月30日（実質上同年9月28日）の最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた額（1に満たない端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。証券会社等に株主様が開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成30年10月1日付で、株式併合後の株式数に変更されます。

なお、株式併合の結果、1に満たない端数が生じた場合には、当社がこれを一括して売却処分し、または買い取り、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付します（具体的なスケジュールはQ 7. のとおりです。）。

【議決権数について】

株式併合によって、各株主様の所有株式数は10分の1になりますが、併せて単元株式数の変更（1,000株から100株への変更）を行うため、各株主様の議決権数は変わりません。

具体的には、株式併合および単元株式数変更の前後で、所有株式数および議決権数は以下のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例1	2,000株	2個	200株	2個	なし
例2	1,200株	1個	120株	1個	なし
例3	555株	なし	55株	なし	0.5株
例4	7株	なし	なし	なし	0.7株

- ・例2および例3では単元未満株式（効力発生後において、例2は20株、例3は55株）がありますので、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買取り制度がご利用いただけます。
- ・例3および例4において発生する端数株式相当分（例3は0.5株、例4は0.7株）につきましては、当社がこれを一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付します。
- ・例4においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。

なお、株主様が開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記載された当社株式の残高に応じて、株式併合の手続きがなされます。詳しくはお取引のある証券会社にお問い合わせ下さい。

- Q4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受取る配当金への影響はありますか。
- Q4. 今回の株式併合により株主様のご所有株式は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、併合割合を勘案しますので、業績変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。
- Q5. 端数株式が生じないようにする方法はありますか。
- A5. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取りをご請求いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることも可能です。

なお、単元未満株式の買取りのお申し出は、お取引のある証券会社において受け付けております。証券会社に口座を作られていない株主様は、株主名簿管理人までお問い合わせ下さい。

Q 6. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A 6. 特段のお手続きの必要はございません。

Q 7. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 7. 単元株式数および株式併合に関する主なスケジュール(予定)は、以下のとおりです。

平成 30 年 6 月 28 日	第 77 期定時株主総会
平成 30 年 9 月 26 日 *	100 株単位での売買開始日
平成 30 年 10 月 1 日 *	単元株式数変更および株式併合の効力発生日
平成 30 年 10 月 *	株式併合割当通知の発送
平成 30 年 12 月 *	端数株式処分代金のお支払い

\* 平成 30 年 6 月 28 日開催予定の第 77 期定時株主総会において、株式併合に係る議案が承認可決された場合の予定です。

#### 【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関してご不明な点は、お取引のある証券会社または下記特別口座の口座管理機関(株主名簿管理人)までお問い合わせ下さい。

東京都府中市日鋼町 1 番 1 号  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部  
電話番号：0120-232-711 (フリーダイヤル)  
受付時間：9：00～17：00 (土日祝祭日を除く)

以上